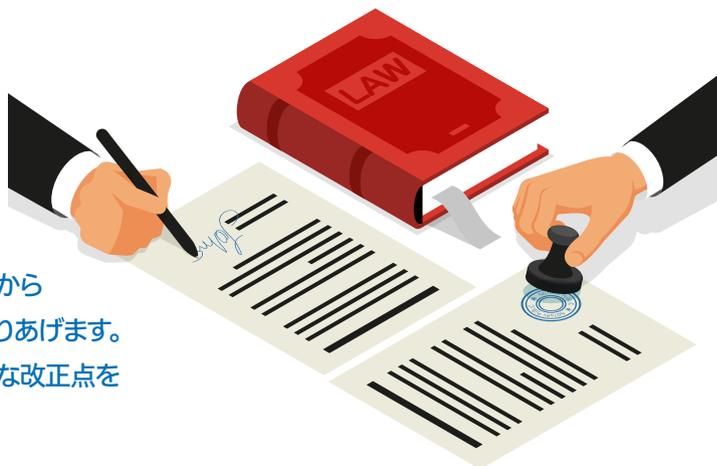


# 民法（債権法）改正と契約

前編

弁護士 古家野 彰平  
弁護士 島多 玲子



民法は、社会・経済の変化に対応し、わかりやすいものとするために債権法部分が大改正され（以下「改正民法」といいます。）、今年の4月1日から施行されています。今回から2回にわたり、200余の改正点の中から特に「契約」に関係する重要な点をとりあげます。今回は、契約関係全般に影響する大きな改正点を3つ解説します。

## 1

### 契約条項の充実がより一層重要になりました

改正民法では、「契約その他の債権（又は「債務」）の発生原因及び取引上の社会通念」というフレーズが頻出します。例えば、特定の物の引渡しするときまで債務者に課せられる「善良な管理者の注意義務」の内容は「契約……及び取引上の社会通念に照らして定まる」とされ（改正民法400条）、債務不履行の場合で「責めに帰することのできない事由」により損害賠償を免れるか否かも「契約……及び取引上の社会通念に照らして」判断されることとなりました（改正民法415条）。

## 2

### 危険負担の効果が変わりました

債権・債務の内容が「契約その他の債権（又は「債務」）の発生原因及び取引上の社会通念」から判断されますので、次の二つの観点で契約書の条項を充実させることが重要です。一つは、契約（の趣旨）を明らかにするためです。もう一つは、契約書に書かなかったことが債権・債務の内容を判断する際に「社会通念」として考慮されることによって、契約時には思ってもみなかった内容に解釈されてしまうことを防ぐためです。

改正民法では、こうした観点から、契約の目的、性質、対象、当事者の契約締結に至った事情その他契約に関する諸事情を契約書の中に落とし込み、契約当事者にどのような権利・義務が発生するのかをきちんと定めることが、より一層重要となりました。

「危険負担」は、売買契約のように、契約当事者が互いに債務を負う類型の契約（双務契約といえます。）において、一方の当事者が「責めに帰することができない事由」で債務を履行できなくなった場合の危険（リスク）をどちらの当事者が負担するかについてのルールです。

改正前の危険負担は、その効果として、もう片方の当事者が

負う債務が消滅するか否かのルールでしたが、改正民法では、債務の消滅ではなく、もう片方の当事者が債務の履行を拒絶できるか否かの問題となりました。また、契約当事者双方の「責めに帰すべき事由」がない場合、これまでの債権者負担から債務者負担に改められました(改正民法536条1項)。

次のケースを見てみましょう。  
『住宅の売買契約を締結した後、住宅を買主に引き渡す前に、隣家の失火からの類焼によって建物が滅失してしまった。』

改正前は、建物滅失について契約当事者双方の責めに帰すべき事由がない場合、住宅の引渡しについての債権者である買主は引渡しを受けることができないにも関わらず、その危険を負担しなければなりません。売買代金債務は消滅せず、買主は代金を支払わなければならなかったのです(もともとこれでは不都合

合ですので、特約により目的物の引渡しまでは売主側がリスクを負うよう修正するのが一般的でした)。

一方、改正民法では、このケースは債務者負担に改められ(改正民法536条1項)、買主は売主からの代金支払の請求を拒むことができるようになりました(売買代金債務を消滅させるには、買主は契約を解除する必要があります(改正民法542条1項1号)。後記3参考)。

### 3

#### 解除の要件が変わりました

改正前は、契約の解除には債務者の帰責事由が必要でしたが、改正民法では、解除には債務者の帰責事由は必要ではありません(改正民法541条、同542条)。改正前の契約書では、「解除には債務者の帰責事由

を必要とする」という内容の条項が多かったのですが、この条項のままでは解除できる場合を狭めることになり、危険負担で契約当事者双方に帰責事由のない場合でも解除できないことになってしまいますので、注意が必要です。また、一方で、損害賠償については改正民法でもこれまで通り債務者の帰責事由が必要ですので、「解除の場合には損害賠償ができる」旨の条項が置かれていた契約書では、債務者には帰責事由がない場合にも、解除に伴って債務者が損害賠償義務を負ってしまうことがあり、注意が必要です。



また、催告をしなくても解除ができる場合の規定、軽微な債務不履行の場合は解除できないという規定も入りました(改正民法542条、同541条但書)。何が「軽微」なのかは契約によつて異なりますので、契約書では、具体的な解除事由と、解除できない軽微な債務不履行が何なのかについて、明確にすることが求められます。

	改正前民法	改正民法
危険負担	債務の消滅に関するルール	債務の消滅と関係ない(消滅させるには別途契約の解除が必要)
解除	債務者の帰責事由必要	債務者の帰責事由不要
損害賠償	債務者の帰責事由必要	債務者の帰責事由必要

…次号へつづく